

## 行動援護に要する費用の額の算定方法

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第3 行動援護</p> <p>1 行動援護サービス費</p> <p>イ 所要時間30分未満の場合 <u>254単位</u></p> <p>ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>402単位</u></p> <p>ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584単位</u></p> <p>ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>732単位</u></p> <p>ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>880単位</u></p> <p>ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>1,028単位</u></p> <p>ト 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 <u>1,176単位</u></p> <p>チ 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 <u>1,324単位</u></p> <p>リ 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合 <u>1,472単位</u></p> <p>ヌ 所要時間<u>4時間30分以上5時間未満</u>の場合 <u>1,620単位</u></p> <p><u>ル 所要時間5時間以上5時間30分未満の場合 1,768単位</u></p> <p><u>ヲ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合 1,916単位</u></p> <p><u>カ 所要時間6時間30分以上7時間未満の場合 2,212単位</u></p> <p><u>ヨ 所要時間7時間以上7時間30分未満の場合 2,360単位</u></p> <p><u>タ 所要時間7時間30分以上の場合 2,508単位</u></p> <p>注1 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態(障害児にあっては、これに相当する心身の状態)にある利用者に対して、行動援護(当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業</p>	<p>第3 行動援護</p> <p>1 行動援護サービス費</p> <p>イ 所要時間30分未満の場合 <u>230単位</u></p> <p>ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>400単位</u></p> <p>ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>580単位</u></p> <p>ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>728単位</u></p> <p>ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>876単位</u></p> <p>ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>1,024単位</u></p> <p>ト 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 <u>1,172単位</u></p> <p>チ 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 <u>1,320単位</u></p> <p>リ 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合 <u>1,468単位</u></p> <p>ヌ 所要時間<u>4時間30分以上</u>の場合 <u>1,616単位</u></p> <p>注1 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態(障害児にあっては、これに相当する心身の状態)にある利用者に対して、行動援護(当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業を</p>

を行う者(3において「指定行動援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定行動援護事業所」という。)に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当行動援護事業所」という。)に置かれる従業者(注4及び注7において「行動援護従業者」という。)が行動援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定行動援護」という。)又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定行動援護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) 区分3以上に該当していること。
- (2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

2 指定行動援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定行動援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める者が、指定行動援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定行動援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の行動援護従業者が1人の利用者に対して指定行動援護等を行った場合に、それぞれの行動援護従業者が行う指定行動援護等につき所定単位数を算定する。

を行う者(2において「指定行動援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置かれる従業者(注4において「行動援護従業者」という。)が行動援護に係る指定障害福祉サービス又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定行動援護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) 区分3以上に該当していること。
- (2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

2 指定行動援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。)に位置付けられた内容の指定行動援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める者が、指定行動援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定行動援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の行動援護従業者が1人の利用者に対して指定行動援護等を行った場合に、それぞれの行動援護従業者が行う指定行動援護等につき所定単位数を算定する。

5 行動援護サービス費は、1日1回のみの算定とする。

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定行動援護事業所において、指定行動援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の100分の20に相当する単位数

(2) 特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数

(3) 特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

イ 特定事業所加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定行動援護事業所のすべての行動援護従業者（登録型の行動援護従業者（あらかじめ指定行動援護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定行動援護を行う行動援護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、行動援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

(2) 次に掲げる基準に従い、指定行動援護が行われていること。

(一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての

5 行動援護サービス費は、1日1回のみの算定とする。

留意事項の伝達又は当該指定行動援護事業所における行動援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。

- (二) 指定行動援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する行動援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する行動援護従業者から適宜報告を受けること。
- (3) 当該指定行動援護事業所のすべての行動援護従業者に対し、健康診断等を定期的を実施すること。
- (4) 指定障害福祉サービス基準第31条第6号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- (5) 当該指定行動援護事業所の新規に採用したすべての行動援護従業者に対し、熟練した行動援護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6) 当該指定行動援護事業所の行動援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前3月間における指定行動援護のサービス提供時間のうち常勤の行動援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。
- (7) 当該指定行動援護事業所のすべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。ただし、平成24年3月31日までの間は

、当該指定行動援護事業所のすべてのサービス提供責任者が指定居宅介護等従業者であって行動援護従業者養成研修課程を修了している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(8) 指定障害福祉サービス基準第7条において準用する第5条第2項の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。

(9) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定行動援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分5以上である者の占める割合が100分の30以上であること。

ロ 特定事業所加算（Ⅱ）

イの（1）から（5）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、（6）又は（7）及び（8）のいずれかに適合すること。

ハ 特定事業所加算（Ⅲ）

イの（1）から（5）まで及び（9）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

7 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定行動援護事業所又は基準該当行動援護事業所（以下「指定行動援護事業所等」という。）の行動援護従業者が指定行動援護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービス提供責任者が行動援護計画の変更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従業者が当該

利用者の行動援護計画において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

- 9 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、行動援護サービス費は、算定しない。

## 2 初回加算 200単位

注 指定行動援護事業所等において、新規に行動援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った場合又は当該指定行動援護事業所等のその他の行動援護従業者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

## 3 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定行動援護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

- 6 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、行動援護サービス費は、算定しない。

## 2 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定行動援護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。